

# 第19回環境コミュニケーション大賞

## ～ 募集のご案内 ～

### ◆環境報告書部門

### ◆環境活動レポート部門

平成16年に環境配慮促進法が制定され、10年以上が経過しました。その間、多くの大企業で環境報告やCSR報告の進展が見られ、中小企業においても環境報告を実施する事業者は飛躍的に増加しました。

その一方で、近年、環境報告を取り巻く環境は大きく変化しております。国際的にはGlobal Reporting Initiative (GRI)のG4ガイドラインや、International Integrated Reporting Council (IIRC)の統合報告フレームワークが発表され、国内でも日本版スチュワードシップコードや、コーポレートガバナンス・コードへの対応において、これまで以上に長期的な企業価値の向上のためのESG情報等の開示が求められるようになっていきます。

以上のことを踏まえ、本年度、以下の通り環境コミュニケーション大賞を実施します。

#### 【環境報告書部門】

- GRIのG4ガイドラインや統合報告フレームワークを参照した情報開示に積極的に取り組んでいる報告書を評価し、審査委員会特別優秀賞として表彰します。
- 環境報告の中で「持続可能性」「地球温暖化」「生物多様性」「信頼性」など環境の様々な側面に焦点を当て、それらの優秀な取組や情報開示を進めている事業者・報告書を表彰します。
- 情報開示の質が向上していることから、事業規模や業態を踏まえ、一定水準以上で、同業や同等の事業規模の事業者間で模範となる優良な報告書を55～60点程度表彰します。
- 情報開示の質のさらなる向上が求められることから、全応募事業者に対し、優良な報告書の傾向を取りまとめたフィードバックを行います。

#### 【環境活動レポート部門】

- 優れた環境活動レポートを大賞及び優秀賞として表彰します。
- 同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となる優良な報告書を10～15点程度表彰します。
- 全応募事業者に対し、次年度の取組に役立つ個別のフィードバックを行います。

表彰部門は、上記の「環境報告書部門」及び「環境活動レポート部門」の2部門で開催します。

主催：環境省、一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

協賛：一般社団法人 サステナビリティ情報審査協会

協力：一般財団法人 持続性推進機構、日本公認会計士協会

後援：株式会社 東洋経済新報社、一般社団法人 日本経済団体連合会、  
日本商工会議所、株式会社 日本取引所グループ

# [環境報告書部門] [環境活動レポート部門]

## \* 募集要項 \*

### 1. 表彰部門・賞の種類

[環境報告書部門] ※ 環境報告書部門の選考にあたっては、業種、規模等の違いを勘案します。

#### 【大賞】(環境大臣賞)

##### ○環境報告大賞

・第19回環境コミュニケーション大賞環境報告書部門への応募作品で、最もすぐれた環境報告書

##### ○持続可能性報告大賞

・環境報告書としてすぐれていることに加えて、持続可能性の視点から社会側面に関する記述に最もすぐれた報告書  
(※ここでいう持続可能性報告とは、環境側面はもちろん社会側面にまで報告範囲を拡大し、持続可能性や社会的責任を意識したものをさします。)

##### ○地球温暖化対策報告大賞

・温室効果ガスの削減、その他気候変動対策について、斬新かつ具体的な数値目標を示して取り組みを進める企業により作成され、その取り組みを社会に広く伝える工夫を行っている最もすぐれた報告書

#### 【優秀賞】

##### ○環境報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・環境に関するすぐれた報告書で、大賞に準ずる報告書

##### ○持続可能性報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・持続可能性に関するすぐれた報告書で、大賞に準ずる報告書

##### ○地球温暖化対策報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・温暖化対策に関するすぐれた報告書で、大賞に準ずる報告書

##### ○生物多様性報告特別優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・生物多様性に関し、特にすぐれた報告書

##### ○信頼性報告特別優秀賞(サステナビリティ情報審査協会会長賞)

・環境に関する取り組みについての情報発信の信頼性・透明性向上に特段の努力が見られる報告書

##### ○審査委員会特別優秀賞(第19回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞)

・G4ガイドラインや統合報告フレームワーク等、新しい国際的な枠組みに対し積極的に取り組んでいる報告書や、統合思考や長期ビジョンを打ち出している報告書、バリューチェーン・マネジメントやダイバシティ・ポリシー及び情報の質の担保において特に優れた報告書

#### 【環境配慮促進法特定事業者賞】(第19回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞)

・環境配慮促進法の特定事業者の作成したすぐれた環境報告書

#### 【優良賞】

- ・上記の大賞・優秀賞には選ばれなかったものの、ワーキンググループ委員会による一次選考において水準を設け、審査委員会の確認の上、一定水準以上の優れた報告書で、同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となる優良な報告書を55～60点程度表彰します。
- ・優良賞においては事業規模を特に勘案するため、報告年度の連結決算売上高等を踏まえ4つのグループに分けて選考します。また、各グループにおいては、以下の必要条件を満たすことを要件とします。

| グループ                          | 必要条件   |
|-------------------------------|--|
| 1. 売上高が5,000億円以上              | ・ 報告書に、「低炭素社会」、「循環型社会」及び「生物多様性」と本業の関係性に関する何らかの記述があること。 |
| 2. 売上高が1,000億円以上<br>5,000億円未満 | ・ 報告書に、「低炭素社会」と本業の関係性に関する何らかの記述があること。                  |
| 3. 売上高が1,000億円未満              | ・ 報告書に、「低炭素社会」と本業の関係性に関する何らかの記述があること。                  |
| 4. 自治体、公私立大学、非営利法人及びサイトレポート   | ・ 必要条件は特に設けない。   |

### [環境活動レポート部門]

#### 【大賞】(環境大臣賞)

・第19回環境コミュニケーション大賞環境活動レポート部門への応募作品で、最もすぐれた環境活動レポート

#### 【優秀賞】(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・大賞に次いですぐれた環境活動レポート

#### 【優良賞】

- ・上記の大賞・優秀賞には選ばれなかったものの、ワーキンググループ委員会による一次選考において水準を設け、審査委員会の確認の上、一定水準以上の優れた環境活動レポートで、同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となる優良な環境活動レポートを10～15点程度表彰します。

## 2. 募集対象

### 〔環境報告書部門〕

平成 26 年 11 月から平成 27 年 10 月までに発行された「環境報告書(環境・社会報告書、持続可能性報告書、CSR 報告書、統合報告書なども含む)」を対象とします。工場、事業場、支店等のサイト単位で発行した「サイトレポート」も応募できます。

### 〔環境活動レポート部門〕

エコアクション 21 認証・登録制度により認証・登録をした事業者が、平成 26 年 11 月から平成 27 年 10 月までに発行した環境活動レポートのうち、レポート対象期間が 1 年以上あるものを対象とします。

なお、電子媒体による報告書やレポートも応募できますが、選考・審査体制の都合上、表示画面を印刷したものを提出いただきます(この場合、両面印刷 100 枚程度を限度とします。必要部数は「4.応募方法」に示す通りです)。審査は、印刷物として提出された報告書／レポートに基づいて実施されますが、審査過程において WEB 形式の電子情報も審査の対象とします。ただし、審査範囲は報告書／レポート本体の他、関連情報の内、データ集、概要版等に限られ、参考情報であっても商品情報等は対象としません。

## 3. 応募資格

特に制限はありません。自治体や学校等作成者は問いません。

## 4. 応募方法

「第 19 回環境コミュニケーション大賞応募申込書(環境報告書部門・環境活動レポート部門用)」に必要事項を記入の上、以下のものを添付し、下記の環境コミュニケーション大賞事務局へご送付ください。

### 【環境報告書部門に応募の場合】

#### ・環境報告書 5 部

※第 1 次審査から最終審査に推薦される報告書については、最終審査員用に、第 1 次審査終了後に追加で 10 部程度、送付をお願いすることになります。

#### ・環境報告書の電子媒体(一括してダウンロードした形式(PDF 等)を CD-ROM または E-mail(リンクでの送付も可)にて送付)

#### ・応募申込書のワードデータ(E-mailにて送付)及び印刷した書類(報告書に添付し郵送)

※応募用紙の「環境経営のアピール点」欄については、「環境報告書」中の、具体的な環境経営(取り組み)について、特にアピールしたい点を記入ください。必要に応じて該当する箇所を文中に明示ください。

※応募申込書は [http://www.gef.or.jp/eco-com/19th\\_ecom.htm](http://www.gef.or.jp/eco-com/19th_ecom.htm) でダウンロードが可能です。

### 【環境活動レポート部門応募の場合】

#### ・環境活動レポート 5 部

#### ・応募申込書のワードデータ(E-mailにて送付)及び印刷した書類(環境活動レポートに添付し郵送)

※応募用紙の「環境経営のアピール点」欄については、「環境活動レポート」中の、具体的な環境経営(取組)について、特にアピールしたい点を記入ください。必要に応じて該当する箇所を文中に明示ください。

※応募申込書は [http://www.gef.or.jp/eco-com/19th\\_ecom.htm](http://www.gef.or.jp/eco-com/19th_ecom.htm) でダウンロードが可能です。

## 応募期限

**平成 27 年 11 月 13 日(金) 当日消印有効**

### ■(応募・問い合わせ先)

第 19 回環境コミュニケーション大賞事務局(株式会社ダイナックス都市環境研究所内)

担当: 谷口・北本・佐久間

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル 3F

TEL:03-3580-8221 FAX:03-3580-8265 E-mail: [eco-com19@dynax-eco.com](mailto:eco-com19@dynax-eco.com)

※送付された環境報告書／環境活動レポートは返却しませんのでご了承ください。

## 5. 選考の方法

ワーキンググループ委員会による一次選考を経て、下記の学識経験者等からなる審査委員会において選考審査を行います。なお、大賞(環境大臣賞)の被表彰者は環境大臣が決定します。

### <環境報告書部門・環境活動レポート部門審査委員> (委員長を除く 50 音順：予定)

|            |   |
|------------|---|
| (委員長)山本 良一 | (東京大学名誉教授、東京都市大学特任教授)   |
| 奥山 祐矢      | (環境省総合環境政策局環境経済課長)  |
| 小澤 ひろこ     | (国際統合報告評議会 (IIRC) リレーションシップ・マネージャー)                             |
| 上妻 義直      | (上智大学経済学部教授)  |
| 後藤 敏彦      | (環境監査研究会代表幹事/G4マルチステークホルダー委員会アドバイザー)                            |
| 佐藤 泉       | (弁護士)   |
| 寺田 良二      | (一般社団法人サステナビリティ情報審査協会副会長/<br>プライスウォーターハウスクーパース サステナビリティ株式会社取締役) |
| 藤村 コノエ     | (認定NPO法人 環境文明21共同代表)  |
| 森下 研       | (一般財団法人持続性推進機構専務理事)   |
| 八木 裕之      | (横浜国立大学国際社会科学研究院教授)   |
| 和貝 享介      | (日本公認会計士協会常務理事)   |

### <環境報告書部門・環境活動レポート部門 優良賞>

優良賞の受賞水準の判定は、環境報告書に様々な立場から関わる専門家からなるワーキンググループ委員会で一次選考を行い、審査委員会の確認の上、一定水準以上の優れた環境報告書/環境活動レポートを表彰します。ワーキンググループ委員については、選考結果発表時に公表します。

## 6. 選考基準

### [環境報告書部門]

- 環境省の環境報告ガイドライン(2012年版)に沿って、基本的要件が明記されている報告書であること。
- 環境報告に必要と考えられる記載項目が適切に盛り込まれていること。
- 適切な指標の活用をはじめ、事業の特性に応じて内容を充実するなど、活動に関わる重要な環境側面の状況が適切に記述されていること。
- 対象組織にとって重要と考えられる項目を適切に選定し、経営層のコミットメントや適切な目標の設定・管理などにより、取組の進展を図る中で、独自の工夫がなされ、先導的な試みとしてすぐれていること。
- 持続可能性報告大賞等の選考については、環境報告書としてすぐれていることに加えて、持続可能性や社会的責任の意識、地球温暖化対策等においてすぐれていること。
- 審査委員会特別優秀賞の選考については、G4 ガイドラインや統合報告フレームワーク等、新しい国際的な報告書制作の枠組みに積極的に取組んでいることや、バリューチェーン・マネジメントや統合思考、ダイバシティ・ポリシーおよび情報の質の担保において優れた報告がなされていること。
- 環境配慮促進法特定事業者賞の選考については、同法の規定に基づいて示された記載事項等にしていることに加え、コミュニケーション促進のための独自の工夫がなされていること。
- 優良賞については、事業規模や業態を踏まえ、一定水準以上で、同業や同等の事業規模の事業者間で模範となること(55~60点程度)。

※なお、過去の採点基準等に関しては、URL <http://www.gef.or.jp/eco-com/> をご参照ください。

### [環境活動レポート部門]

- 環境省策定「エコアクション 21 ガイドライン 2009年版」等に基づく環境活動レポートであること。
- 事業の特性に応じた環境への負荷や取組の状況が適切に把握、評価されていること。
- 現状を踏まえて積極的な取組が打ち出されており、より高度な取組への発展の可能性がみられること。
- 優良賞については、同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となること(10~15点程度)。

## 7. 結果発表

平成 28 年 2 月に発表予定です。受賞者には別途連絡します。

※結果発表後に、受賞報告書や環境活動レポートに重大な過失による虚偽記載等が明らかとなった場合や、受賞者の重大な法令違反等が明らかとなった場合には、受賞が取り消されることがあります。

## 8. 表彰式

平成 28 年 2 月下旬に東京都内で表彰式を開催予定です。

**第 19 回環境コミュニケーション大賞応募申込書**  
**(環境報告書部門・環境活動レポート部門用)**

応募年月日 平成 27 年 月 日

|   |             |                                   |                |  |
|---|-------------|-----------------------------------|----------------|--|
| 応募部門<br>(該当する部門に○印)                             | ( ) 環境報告書部門 |                                   | ( ) 環境活動レポート部門 |  |
| 「環境報告書」又は<br>「環境活動レポート」の名称<br>発行年月日             | 平成 年 月 日発行  |                                   |                |  |
| 会社名又は事業場名                                       |             |                                   |                | 環境配慮促進法に定める特定事業者の<br>場合は下記に○印をつけて下さい(注1)           |
| 「環境活動レポート」部門への<br>応募の場合、認証・登録番号                 |             |                                   |                | 特定事業者 ( )  |
| 本社所在地   | 〒           |                                   |                | サイトレポート(個別の事業所単<br>位で出す環境報告書等)の場合<br>は下記に○印をつけて下さい |
| 従業員数<br>(報告範囲の人数)                               |             | 資本金                               |                | サイトレポート ( )  |
| 業種(注2)  |             | 報告書年度の売上高(注3)                     |                | (億円)   |
| 主な「低炭素社会」に関<br>する取組の記載ページ<br>(注4)               |             | 主な「循環型社会」に関<br>する取組の記載ページ<br>(注4) |                | 主な「生物多様性」に関<br>する取組の記載ページ<br>(注4)                  |
| 応募報告書ごとの特徴、アピール点、作成した報告書の活用方法等(400字程度・図表不可)(注5) |             |                                   |                |  |
|   |             |                                   |                |  |
| 電子媒体による、報告書の参照<br>を希望する場合 URL を記入               |             |                                   |                |  |
| 担当者及び<br>担当者連絡先<br>(注6)                         | 所属部署        |                                   | 役職             |  |
|   | 氏名          |                                   |                |  |
|   | 住所          | 〒                                 |                |  |
|   | 電話          |                                   | F A X          |  |
| 情報不要の場合「○」                                      | E-mail      |                                   |                |  |

- (注1) 環境配慮促進法に定める特定事業者については[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/list.html](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/list.html)を参照ください。
- (注2) 業種一覧表より最も当てはまる番号をひとつ選んでください。
- (注3) 環境報告書部門の場合は連結売上高、環境活動レポート部門の場合は単体の売上高を記入ください。
- (注4) 環境報告書部門にご応募の、報告書年度の連結売上高が 5000 億円以上の事業者は「低炭素社会」「循環型社会」「生物多様性」の3項目が必須項目、連結売上高が 5000 億円未満の事業者は「低炭素社会」のみが必須項目です。サイトレポートや自治体、公私立大学、非営利法人、及び環境活動レポート部門へご応募の事業者は記載は不要です。ただし、必須項目以外の項目についての記載がある場合、加点要素となりますので、記載ページをご記入ください。
- (注5) 作成目的の異なる複数の報告書(例: CSR 報告書と統合報告書等)でお申込頂く場合、それぞれ 400 字程度で特徴等をご記入ください。なお、詳細版と概要版のような場合は共通の特徴等を 400 字程度でご記入ください。
- (注6) お送り頂きました情報は環境省からの環境報告に関する施策等の情報提供にのみ利用させていただきます。情報が不要な場合には、チェック欄に「○」をご記入ください。

## 業 種 一 覧 表

### 【環境報告書部門】

|        |                     |              |                  |                |                          |                   |          |
|--------|---------------------|--------------|------------------|----------------|--------------------------|-------------------|----------|
| 建設業    | 1 総合工事業・職別工事業・設備工事業 |              | 22 通信業           |                | 40 銀行・信託業                |                   |          |
| 製造業    | 2 食料品・飲料・飼料・たばこ     | 情報通信業        | 23 放送業           | 金融・保険業         | 41 証券・商社取引業              |                   |          |
|        | 3 繊維・衣服・その他繊維製品     |              | 24 情報サービス業       |                | 42 保険業                   |                   |          |
|        | 4 木材・家具・木製品         |              | 25 その他情報通信業      |                | 43 その他金融・保険業             |                   |          |
|        | 5 製紙業・紙加工品          |              | 運輸業              |                | 26 運輸業                   | 不動産業              | 44 不動産業  |
|        | 6 出版・印刷             |              |                  |                | 27 その他関連業                |                   | 45 医療・福祉 |
|        | 7 化学工業・薬品製造         | 流通業<br>(卸売業) | 28 各種商品          | サービス業          | 46 教育・学習支援業              |                   |          |
|        | 8 石油製品・石炭製品         |              | 29 繊維・機械器具・建築材料等 |                | 47 物品賃貸業                 |                   |          |
|        | 9 プラスチック製品          |              | 30 衣服・飲料・家具等     |                | 48 旅館、ホテル、その他の宿泊所        |                   |          |
|        | 10 ゴム製品             |              | 31 商社            |                | 49 洗濯・理容・浴場業             |                   |          |
|        | 11 鉄鋼業              |              | 32 その他卸売業        |                | 50 娯楽業                   |                   |          |
|        | 12 非鉄金属             | 流通業<br>(小売業) | 33 百貨店           |                | 51 情報サービス・調査・広告業         |                   |          |
|        | 13 金属製品             |              | 34 スーパー          |                | 52 専門サービス業(法律・会計・設計事務所等) |                   |          |
|        | 14 自動車製造業           |              | 35 専門店           |                | 53 学術・開発研究機関             |                   |          |
|        | 15 電気機械器具           |              | 36 生活協同組合        |                | 54 その他サービス業              |                   |          |
|        | 16 電子製品製造業          |              | 37 コンビニエンスストア    |                | 55 地方公共団体等               |                   |          |
|        | 17 その他製造業           |              | 38 その他小売業        | 56 国立大学法人、学校法人 |                          |                   |          |
|        | 電気・ガス等供給業他          | 18 電気業       | 飲食店              | 39 飲食業         | その他                      | 57 1～56 までに属さない業種 |          |
| 19 ガス業 |                     |              |                  |                |                          |                   |          |
| 20 水道業 |                     |              |                  |                |                          |                   |          |
| 21 その他 |                     |              |                  |                |                          |                   |          |

### 【環境活動レポート部門】

|                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1 農林水産業                  | 14 情報通信業                    |
| 2 鉱業・採石業・砂利採取業           | 15 運輸業・倉庫業                  |
| 3 建設業(設備工事業を含む)          | 16 卸売業・小売業                  |
| 4 製造業(鉄鋼、非鉄金属、金属製品)      | 17 金融業・保険業                  |
| 5 製造業(機械器具・電子機器等)        | 18 不動産業                     |
| 6 製造業(食品・飲料・たばこ等)        | 19 学校(幼稚園・保育園等を含む)          |
| 7 製造業(パルプ・紙・紙加工品)        | 20 宿泊業・飲食サービス業              |
| 8 製造業(木材・木製品等加工)         | 21 生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業等) |
| 9 製造業(化学工業(医薬品を含む)・繊維工業) | 22 医療・福祉                    |
| 10 製造業(石油・石炭・ゴム・プラスチック等) | 23 廃棄物処理業・リサイクル業            |
| 11 製造業(印刷業)              | 24 自動車整備業                   |
| 12 製造業(その他)              | 25 自治体・行政機関等                |
| 13 電気・ガス・熱供給・水道業         | 26 その他                      |

※上記より最も当てはまる番号をひとつ選んで「第19回 環境コミュニケーション大賞応募申込書」の業種欄に記入してください。

**応募・問い合わせ先**

第19回環境コミュニケーション大賞 事務局  
(株式会社ダイナックス都市環境研究所 内)  
担当：谷口・北本・佐久間

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5TKK 西新橋ビル 3F

TEL: 03-3580-8221 FAX: 03-3580-8265

E-mail: [eco-com19@dynax-eco.com](mailto:eco-com19@dynax-eco.com)